



報道関係者各位

平成31年4月25日

【照会先】神奈川県労働局雇用環境・均等部

指導課長 黒沢 武

厚生労働事務官 内田利雄

(電話) 045-211-7380

中小企業・小規模事業者の皆さまのお悩みをサポートします！

～「神奈川県働き方改革推進支援センター」御案内～

神奈川県労働局（局長 荻原俊輔）では、「働き方改革」に取り組む中小企業の皆様を支援するためのワンストップ相談窓口として、「神奈川県働き方改革推進支援センター」を開設しています。4月から相談員を3名から5名に増やしました。

労働時間の上限規制など働き方改革関連法による改正法が本年4月から順次施行されています。36協定の締結、就業規則の作成方法、賃金規定の見直し、労働関係の助成金の活用などについて、社会保険労務士、中小企業診断士等の専門家が無料で御相談に応じます。働き方改革に取り組みたい企業の皆さま、どうぞ御利用ください。

神奈川県働き方改革推進支援センター

相談無料

1 場所

〒231-0015

神奈川県横浜市中区尾上町5-80 神奈川県中小企業センター9階

※海老名支所は、4月1日から本所に統合されました。

2 連絡先

TEL:0120-910-090 FAX:0120-971-030

MAIL:hatarakikata@chuokai-kanagawa.or.jp

※電話・FAXがフリーダイヤルになり、より利用しやすくなりました。

3 受付時間 平日9:00～17:00

4 支援内容

(1) 電話・メール・来所による相談

非正規雇用労働者の処遇改善や労働時間管理のノウハウ、賃金制度等の見直しなど、労務管理に関する一般的な相談に応じます。

(2) コンサルティング

労務管理、企業経営等の専門家が企業を個別訪問し、就業規則の見直し、労働時間短縮、賃金引上げに向けた生産性向上に関するコンサルティングを行います。

(3) 出張相談会の実施や、働き方改革に関するセミナーを開催します。

<添付資料>

- ・別添1 神奈川県働き方改革推進支援センターの御案内（裏面に事例集あり）

「神奈川働き方改革推進支援センター」 の御案内

『働き方改革』に取り組む事業主の皆さまを支援します。

就業規則の作成方法、賃金規定の見直し、労働関係助成金の活用などについて、社会保険労務士等の専門家が無料で御相談に応じます。

電話、メール、来所により相談を受付

【神奈川働き方改革推進支援センター】

神奈川県中小企業団体中央会受託

※フリーダイヤルになり、利用しやすくなりました！

電話：0120-910-090

FAX：0120-971-030

住所：横浜市中区尾上町5-80 神奈川中小企業センター9階

【専用メール】 hatarakikata@chuokai-kanagawa.or.jp

【受付時間】 9:00~17:00 (土・日・祝日を除く)

お問合せや
御相談は
こちらまで

- ▶ 御希望に応じて、専門家が直接企業に訪問することも可能です。
- ▶ 出張相談会・セミナーも開催いたしますので御活用ください。

働き方改革全般について、様々な御相談を受け付けます！

例えば、以下のようなお悩みをもつ事業主の方からの御連絡をお待ちしております。

- 36協定について詳しく知りたい
- 非正規の方の待遇を見直したい
- 賃金引上げに活用できる国の支援制度を知りたい
- 人手不足に対応するため、どのようにしたらよいか教えてほしい
- 助成金を利用したいが、利用できる助成金が分からない

どうぞお気軽に、
御相談ください。

など



企業訪問による具体的な支援事例

事例①（生産性向上による賃金引上げ）

○従業員 7名
○業種 小売業

【支援前の状況】

省エネ効果が低く、陳列スペースの小さい冷凍陳列棚を野菜の陳列棚として使用していたため、夏場は排出する暖気で店内の温度が上昇したり、頻繁に棚だしをする必要があるなど、管理に苦心していた。

【専門家(社会保険労務士)の助言内容】

①陳列棚管理の合理化

省エネ効果の高い冷凍陳列棚の導入により、省エネ効果や陳列に係る効率化を促し、業務改善を図ることで賃金引上げに結び付けてはどうか提案。

②助成金の活用に向けた助言

生産性向上の観点から、設備投資にかかった費用を助成する業務改善助成金の申請手続きを紹介。

【支援後の効果】

・業務改善助成金を活用し、最新の野菜専用の大型冷蔵庫を導入して業務改善を図り、賃金を引き上げた。また、これを機に、就業規則が整備された。

事例②（限定正社員の創設）

○従業員 60名
○業種 サービス業

【支援前の状況】

正社員からワークライフバランスの観点で①勤務地限定、②職務限定、③短時間勤務という形態で、限定正社員になりたいという要望があった。技能レベルが高い人も多く、限定正社員制度導入より人材を確保したい。

【専門家(社会保険労務士)の助言内容】

①限定正社員制度を導入し、多様な働き方の確保を助言

優秀な人材を確保するため、限定正社員に係る就業規則を整備することを提案。

②賃金規程の変更

パートタイム・有期雇用労働法の施行を見据え、基本給や通勤手当をはじめとする各種手当の整備を提案。

【支援後の効果】

・限定正社員制度の導入により、2名が限定正社員へ転換し、新たに育児を抱える女性1名の採用につながり、貴重な人材を確保することができた。